マリノスサッカースクール規約

第１条(名称及び所在地)
本スクールは、マリノスサッカースクール（以下「本スクール」という）と称し、事務局を〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-6-3　DSM 新横浜ビル 5F　一般社団法人 F・マリノススポーツクラブ(以下「クラブ」という)内におく。

第２条(目的)
本スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、サッカーおよび運動競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第３条(入会資格及び手続き)
本スクールに入会できる者は、クラブの目的に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールの規約を遵守し、クラブが入会に適すると認めた者(以下「会員」という)とする。ただし、選考が必要となるクラスに関しては、選考会または抽選等により決定する。また、未成年者の場合、親権者の許可を条件とし、所定の手続きにより本事務局に対して入会を申し込むこととする。

第４条(会費)
会員は、別に定める入会金および月会費ならびに更新料（以下「会費」という）を納入しなければならない。

第５条(入会金)
本スクールに入会するものは、所定の入会金を納入しなければならない。

第６条(会費の不返還)
一旦納入した会費は原則として返還しない。

第７条(会費の支払方法)
本規約に基づく会費の支払い方法は、本スクールの指定する銀行の預金口座からの口座振替により、毎月 17 日(17 日が土・日・休日の場合は翌平日)に決済するものとする。

第８条(会費の滞納)
会員が理由なく会費の支払いを２カ月怠った場合は、本スクールは当該会員に対する指導を停止し、当該会員は会員としての資格を失い、退会とする。

第９条(ウェアの着用、購入)

会員は、本スクールが指定するユニフォーム等を購入し着用しなければならない。ただしカテゴリーにより本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。

第 10 条(遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとする。
会員はマリノスサッカースクールの一員として、スクール内の秩序、規則、コーチの指示、
公共のルールやマナーなどを遵守しなければならない。

第 11 条（練習日･活動場所）

1.本スクールの練習日、時間については、本スクールが定めた年間スケジュールによる。
2.やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止とすることがある。その場合は、事前に会員に通知をする。
3.前項により中止になった場合は、極力振替日を設けることとするが、会員は、その決定および日程調整をクラブに一任するものとする。
4.振替日については、振替予備日での振替を調整するが、調整が困難な場合は、別曜日や別会場での振替となる場合もある。

第 12 条（会員変更事項）

会員は、クラブに届け出た会員情報について変更があった場合、事務局へ遅滞なく申請しなければならない。尚、会員情報の変更に関する申請がないためクラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、クラブは一切責任を負わないものとする。

第 13 条（入会）

入会日は受講開始日とする。月途中の入会も認められるが、会費（受講料）は入会月からの支払いとなる。

第 14 条（退会）

1.会員が会員の都合により退会する場合は、退会を希望する月の当月 10 日 までに事務局に申請をし、承認を得るものとする。
2.退会を希望する月の当月 10 日までに申請されていない退会希望者は、翌月の会費を支払うものとする。
3.一旦退会した会員が年度内に再入会する場合、再入会手数料を支払うものとする。

第 15 条（休会）

1.会員が怪我等の理由により 1 ヶ月以上休会する場合は、休会を希望する前月 25 日までに事務局へ休会の申請をし、クラブの承認を得るものとし、所定の金額を支払うこととする。

2.休会期間は原則 3 ヶ月までとし、休会の期間が経過したときは自動的に復帰するものとする。ただし、怪我などの理由でクラブが休会期間延長の必要性を認めた場合はこの限りではない。

3.休会した会員が復帰する場合は事務局に申請をし、クラブの承認を得るものとする。

第 16 条（クラス変更）

会員が会員の都合により受講クラスの変更を希望する場合は、変更を希望する前月 25 日までに事務局に申請をし、クラブの承認を得るものとする。（クラスを追加する場合も同様とする。）

第 17 条（継続・年度更新）

1.会員が年度を越えて継続を希望する場合、継続手続きに従い、本スクールの承認を得るものとする。ただし、選考が必要となるクラスに関しては、選考会または抽選等により決定する。

2.年度更新継続を希望する場合、年度の３月末時点で休会中の会員は、継続手続きにより４月から復帰とする。

3. 会員は、年度更新料として、所定の金額を支払うこととする。

第 18 条(保険の加入)

会員は入会と同時にスポーツ傷害保険に加入することとし、加入手続きは全て事務局で行う。なお、傷害、事故の場合における補償および責任は加入する保険会社の約款に従うものとする。

第 19 条(負傷・事故時の処置)

1.クラブは会員に対し、本スクール活動中において事故のないように万全の注意を払うが、サッカーの試合中および練習中、ならびに移動中の不測の傷害、事故については、会員が本スクールにおいて加入する団体傷害保険の適用がある範囲の限りとし、それ以外の補償は負わないものとする。

2.クラブは会員が本スクール活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。なお、応急処置に要した費用は、当該応急処置を受けた会員が負担するものとする。

第 20 条(活動方針)

会員およびその法定代理人（保護者）は、クラブに対し、スクールの指導方針や活動方針について一任するものとする。

第 21 条(除名)

1.会員（法定代理人（保護者）含む）が以下の事項に該当する場合、または、クラブにおいて会員が本スクールの会員として不適格と判断した場合、クラブは、当該会員を本スクールから除名することがで

きる。
(1)会員またはその法定代理人（保護者）が、本規約の事項またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められたとき
(2)クラブ又は本スクールの名誉・信用を著しく損なう言動、行動をした場合
(3)会費等を 2 カ月以上滞納した場合
(4)会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こした場合

2.前項に基づき会員を除名した場合、クラブは会員に対して何らの義務または責任も負わない。

第 22 条(休校、閉鎖)
本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとする。

第 23 条(免責)
1.会員(法定代理人（保護者）を含む)は、クラブにおける盗難、傷害、ピッチ（グラウンド）外での事故およびその他の事故について、クラブに重過失がある場合を除いて、クラブに対して何ら損害賠償を求めない。
2.万が一、クラブが会員(法定代理人（保護者）を含む)に対して損害賠償責任を負う場合、その損害賠償額は、本スクールの 6 か月分の月会費と同等額を上限とする。

第 24 条(附則)
クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができると共に、本規約に定めない事項については細則を定めることができる。尚、本規約を改定した場合は、ホームページでの告知等の合理的な方法で周知する。また、会員は、変更内容通知後または新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなされる。

第 25 条(施行)
本規約は、2021 年 2 月 1 日から施行する。

第 26 条(改定)
2022 年 2 月 1 日改定
2023 年 4 月 1 日改定
2023 年 9 月 1 日改定
2024 年 4 月 1 日改定
2025 年 4 月 1 日改定
2026 年 4 月 1 日改定

第４条(会費)

【別表 1】

入会金	11,000 円(税込)
月会費	別表 2 の通り
徴収方法	毎月 17 日に自動引き落とし 月会費：当月分を当月引き落とし ・入会金：初回引き落とし月に引き落とし ・その他の費用の支払い日は、都度調整 ・17 日が土日、祝祭日の場合は、翌平日に引き落とし
その他	・次年度への更新の際、年度更新料として、3,300 円（税込） ・休会時の管理費として 1,100 円(税込) ・年度内の再入会手数料として 3,300 円（税込） ・活動内容により、参加費が発生する場合あり。

各種割引：会員が以下のいずれかに該当する場合は、以下の割引を適用する。

(1)家族割引	兄弟や親子で入会している場合、該当者全員の月会費から 10%割引を適用する。
(2)ダブルスクール割引、週 2 回割引	スクール内で週 2 つ目のクラス参加となる場合、2 つ目のクラスは月会費の 30%割引を適用する。

【別表 2】月会費　※週 1 回の金額

（1）こどものスクール

校名	月会費（税込）
東山田校	9,350 円（幼児クラス） 9,900 円（小学生クラス）
中山校	8,690 円（幼児クラス） 8,800 円（小学生クラス）
新吉田校	8,690 円（幼児くらす／にじいろくらす） 9,900 円（小学生以上のクラス）
ライフネット菅田校	8,690 円（幼児クラス） 8,800 円（小学生クラス）
二俣川校	8,690 円（幼児クラス） 8,800 円（小学生クラス）

ShunsukePark 校	7,700 円（U-4 クラス） 8,690 円（U-6 クラス） 9,350 円（U-8 クラス／U-9 クラス／Girls／エンジョイクラス） 11,000 円（U-10／U-12 クラス）
京急上大岡校	8,690 円（幼児クラス） 9,900 円（小学生クラス）
大和校	8,690 円（幼児クラス） 8,800 円（小学生クラス）
追浜校	8,690 円（幼児クラス） 8,800 円（小学生以上のクラス）
リーフスタジアム校	8,690 円（幼児クラス） 8,800 円（小学生クラス）
トリコロールベース久里浜校	8,690 円（幼児クラス） 8,800 円（小学生クラス）

（2）大人クラス

校名	月会費（税込）
全クラス	6,600 円

＜個人情報の取り扱いについて＞

・本クラブではご提供いただいた個人情報について適切かつ慎重に取り扱いを行い、クラブ運営に関する事項以外の利用は行いません。

・月謝引落の手続きや会員連絡システム等、クラブ運営に関わる事項については、正当な利用目的の範囲内において、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。

・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など法令に基づき第三者に個人情報を提供することがございます。

・ご提供いただいた個人情報の訂正、変更、削除を希望する場合には、本クラブ事務局までご連絡をお願い致します。

＜写真や動画等の取り扱いについて＞

・会員が映った映像・写真を、当クラブ及び J リーグ・J クラブ、スポンサーによる広報利用・商業利用（オフィシャルサイト、イベント写真販売など）はじめ、一般メディアの報道（試合中継・テレビ・新聞）などに使用する場合がございます。

・ご自身のお子様を対象とした写真や動画撮影時は、周囲の状況に配慮し、他のお子様が写真や動画に写りこまないようにしてください。また撮影した写真や動画は、ご家庭内でのみご鑑賞いただき、SNS 等

への投稿はご遠慮ください。